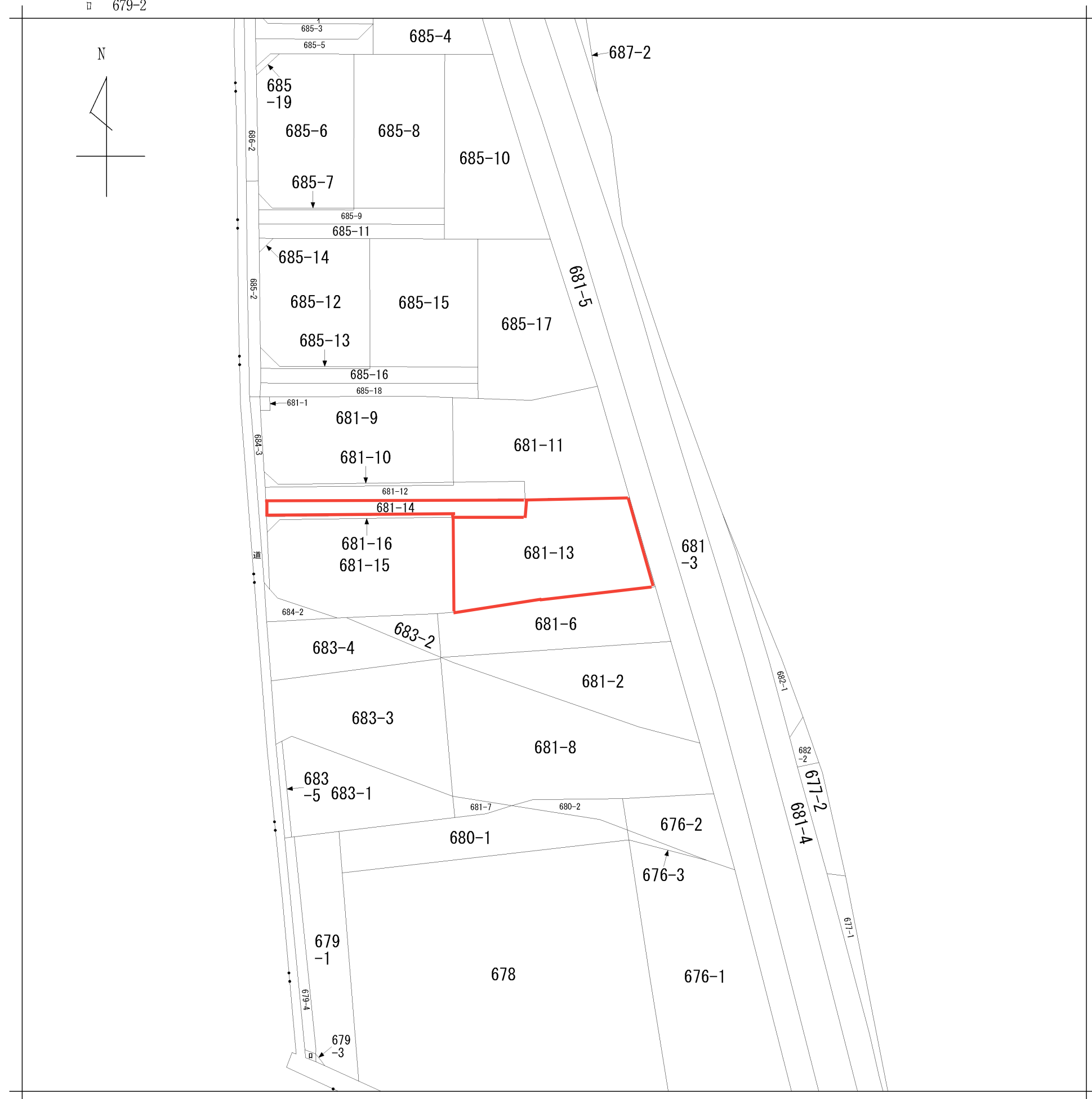




地番区域見出

請 求 部 分	所 在	久喜市鷲宮字上川原					地 番	681番13		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	



2024/10/02 13:38 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	0312010151572
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	久喜市鷺宮字上川原			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
681番13	畑	316:	:	681番1から分筆 〔平成30年12月5日〕	
余 白	宅地	316:99	:	②③平成30年11月27日地目変更 〔平成30年12月5日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成30年11月30日 第33088号	所有者 上尾市大字今泉603番地2シャーマンコーポ201号室 株式会社アトム・エステート 順位4番の登記を転写 平成30年11月30日受付 第33089号
2	所有権移転	平成30年12月20日 第35396号	原因 平成30年12月20日売買 所有者 上尾市西宮下一丁目175番地1ヴァイオレット202 城戸宏也
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和1年11月25日 第30554号	原因 令和1年10月31日住所移転 住所 久喜市鷺宮681番地13



2024/10/02 20:01 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	0312010151573
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	久喜市鷺宮字上川原			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
681番14	畑	81	:	681番1から分筆	
			:	〔平成30年12月5日〕	
余 白	宅地	81	: 94	②③平成30年11月27日地目変更	
			:	〔平成30年12月5日〕	



2024/10/02 13:40 現在の情報です。

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	余 白	不動産番号	0312010158211
所在図番号	余 白				
所 在	久喜市鷺宮字上川原 681番地13			余 白	
家屋番号	681番13			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造ソーラーパネル・スレートぶき平家建	108:03 :		令和1年10月13日新築 〔令和1年11月1日〕	

地番	681-1、-9~-16	地積測量図
土地の所在	久喜市鷺宮字上川原	

求積表

地番	㉠ 681-1			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P3	501.834	505.843	-2.036	-1021.734024
K1	501.383	504.411	-0.807	-404.616081
P21	499.651	505.036	2.036	1017.289436
P20	500.160	506.447	0.807	403.629120
		合計		-5.431549
		合計面積		2.7157745
		地積		2.71 m2

地番	㉢ 681-9			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P3	501.834	505.843	-19.665	-9868.565610
P20	500.160	506.447	-0.807	-403.629120
P21	499.651	505.036	1.476	737.484876
P22	491.648	507.923	5.474	2691.281152
P23	490.367	510.510	26.653	13069.751651
P63	497.952	534.576	20.419	10167.681888
P64	509.524	530.929	-8.464	-4312.611136
K2	508.223	526.112	-25.086	-12749.282178
		合計		-667.888477
		合計面積		333.9442385
		地積		333.94 m2

地番	㉣ 681-10			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P22	491.648	507.923	-1.773	-871.691904
P75	489.389	508.737	26.774	13102.901086
P70	497.571	534.697	25.839	12856.737069
P63	497.952	534.576	-24.187	-12043.965024
P23	490.367	510.510	-26.653	-13069.751651
		合計		-25.770424
		合計面積		12.8852120
		地積		12.88 m2

地番	㉤ 681-11			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P64	509.524	530.929	-0.664	-338.323936
P63	497.952	534.576	13.185	6565.497120
P65	500.959	544.114	10.290	5154.868110
P66	498.574	544.866	14.161	7060.306414
P34	502.800	558.275	5.339	2684.449200
K16	516.560	550.205	-15.837	-8180.760720
K4	512.639	542.438	-14.965	-7671.642635
K3	510.688	535.240	-11.509	-5877.508192
		合計		-603.114639
		合計面積		301.5573195
		地積		301.55 m2

凡例

記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
㉠	石杭	㉢	金属鉋地積	㉤	刻印
㉡	コンクリート杭	㉣	金属杭		
㉢	プラスチック杭	㉤	金属プレート		

作成者

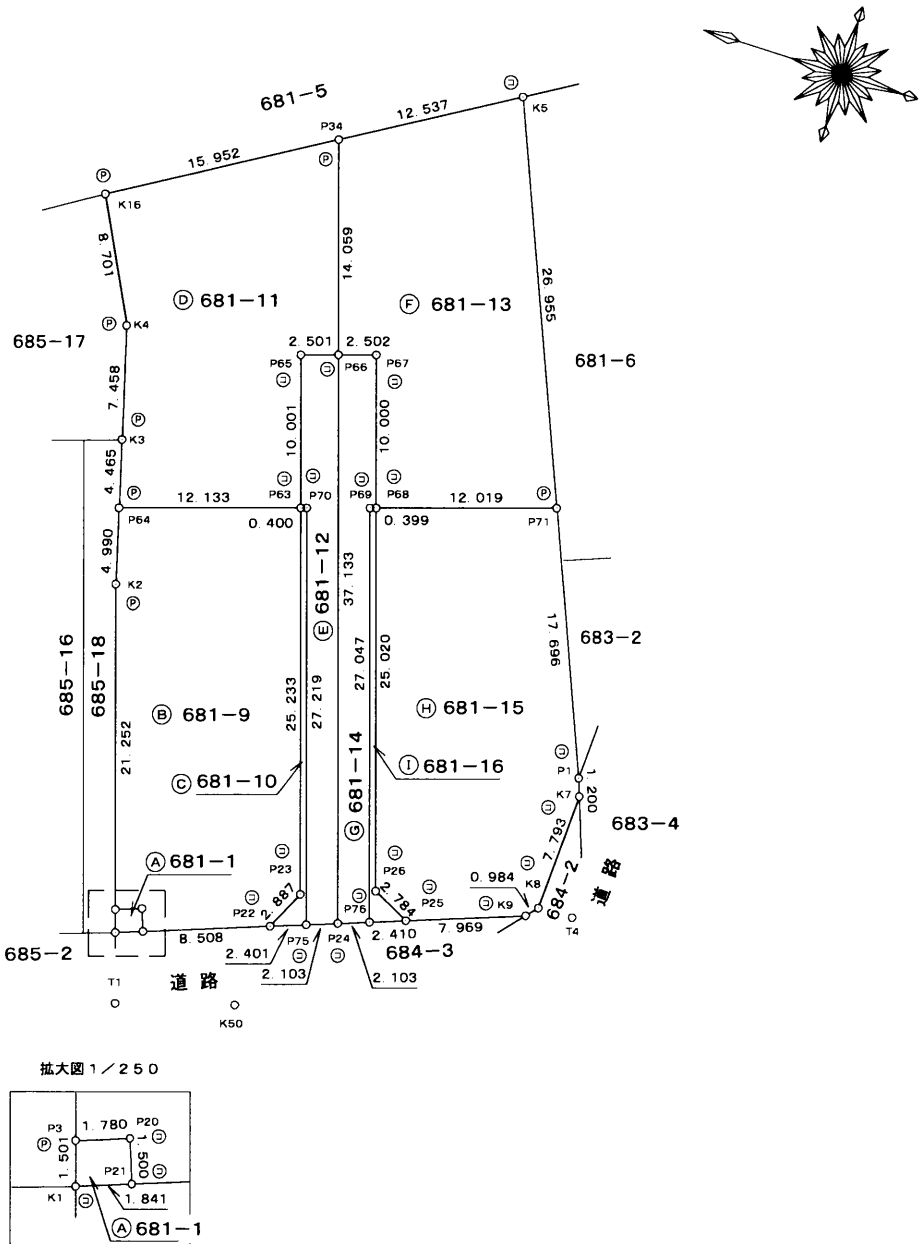
白岡市太田新井1688番地3
土地家屋調査士 吉原光雄
(平成30年11月27日作成)

申請人

株式会社アトム・エステート
代表取締役 峯美津男

縮尺

1/500



地番	681-1、-9~-16	地積測量図
土地の所在	久喜市鷺宮字上川原	

地番	㊦ 681-12			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P63	497.952	534.576	-9.417	-4689.213984
P70	497.571	534.697	-25.839	-12856.737069
P75	489.389	508.737	-25.246	-12355.114694
P24	487.411	509.451	36.129	17609.672019
P66	498.574	544.866	34.663	17282.070562
P65	500.959	544.114	-10.290	-5154.868110
合計				-164.191276
合計面積				82.0956380
地積				82.09 m2

地番	㊦ 681-13			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P66	498.574	544.866	-12.657	-6310.451118
P67	496.188	545.618	-8.786	-4359.507768
P68	493.182	536.080	-5.925	-2922.103350
P71	481.719	539.693	28.537	13746.815103
K5	491.985	564.617	18.582	9142.065270
P34	502.800	558.275	-19.751	-9930.802800
合計				-633.984663
合計面積				316.9923315
地積				316.99 m2

地番	㊦ 681-14			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P24	487.411	509.451	-34.702	-16914.136522
P76	485.433	510.164	26.509	12868.343397
P69	493.563	535.960	25.916	12791.178708
P68	493.182	536.080	9.658	4763.151756
P67	496.188	545.618	8.786	4359.507768
P66	498.574	544.866	-36.167	-18031.925858
合計				-163.880751
合計面積				81.9403755
地積				81.94 m2

地番	㊦ 681-15			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P26	485.661	512.217	-25.098	-12189.119778
P25	483.166	510.982	1.469	709.770854
K9	475.670	513.686	3.436	1634.402120
K8	475.013	514.418	8.513	4043.785669
K7	474.581	522.199	8.912	4229.465872
P1	474.981	523.330	17.494	8309.317614
P71	481.719	539.693	12.750	6141.917250
P68	493.182	536.080	-27.476	-13550.668632
合計				-671.129031
合計面積				335.5645155
地積				335.56 m2

凡例	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
	㊦	石杭	㊦	金属錐地積	㊦	刻印
	㊦	コンクリート杭	㊦	金属杭		
	㊦	プラスチック杭	㊦	金属フ		

作成者	白岡市太田新井1688番地3 土地家屋調査士 吉原光雄 (埼玉土地家屋調査士会所属)
-----	--



地番	㊦ 681-16			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P76	485.433	510.164	-24.978	-12125.145474
P25	483.166	510.982	2.053	991.939798
P26	485.661	512.217	25.098	12189.119778
P68	493.182	536.080	23.743	11709.620226
P69	493.563	535.960	-25.916	-12791.178708
合計				-25.644380
合計面積				12.8221900
地積				12.82 m2

総合計面積	1480.5175950 m ²
-------	-----------------------------

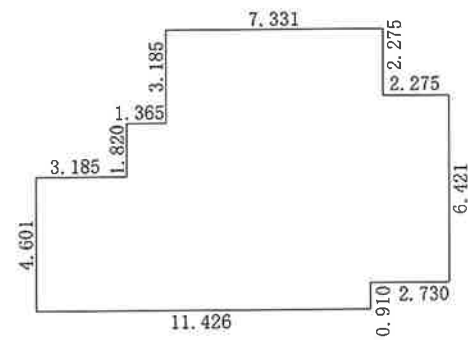
恒久的地物の名称及び座標値			
点名	X座標	Y座標	備考
T1	500.000	500.000	金属板
T4	472.656	514.514	金属板
K50	492.353	502.304	コンクリート杭

測地系	任意座標
測量年月日	平成30年11月27日

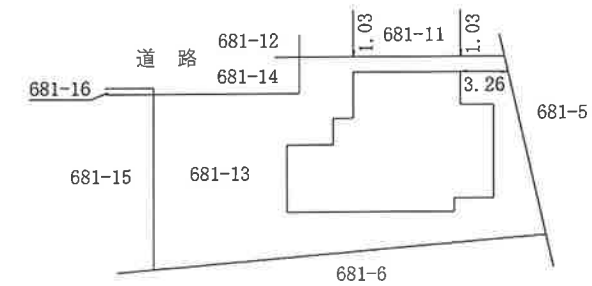
申請人	株式会社アトム・エステート 代表取締役 峯美津男	縮尺	1/1
-----	-----------------------------	----	-----

各階平面図

家屋番号	681番13	建物図面
建物の所在	久喜市鷺宮字上川原681番地13	



求積表			
3.185 ×	4.601	=	14.654185
8.241 ×	6.421	=	52.915461
2.730 ×	6.421	=	17.529330
6.876 ×	3.185	=	21.900060
0.455 ×	2.275	=	1.035125
合計			108.034161
床面積			108.03 m ²



単位 m

作製者

東京都文京区小石川一丁目3番25号
土地家屋調査士法人小川事務所 代表社員 塚田公俊
(令和 1年 10月 31日作製)

縮尺

1/250

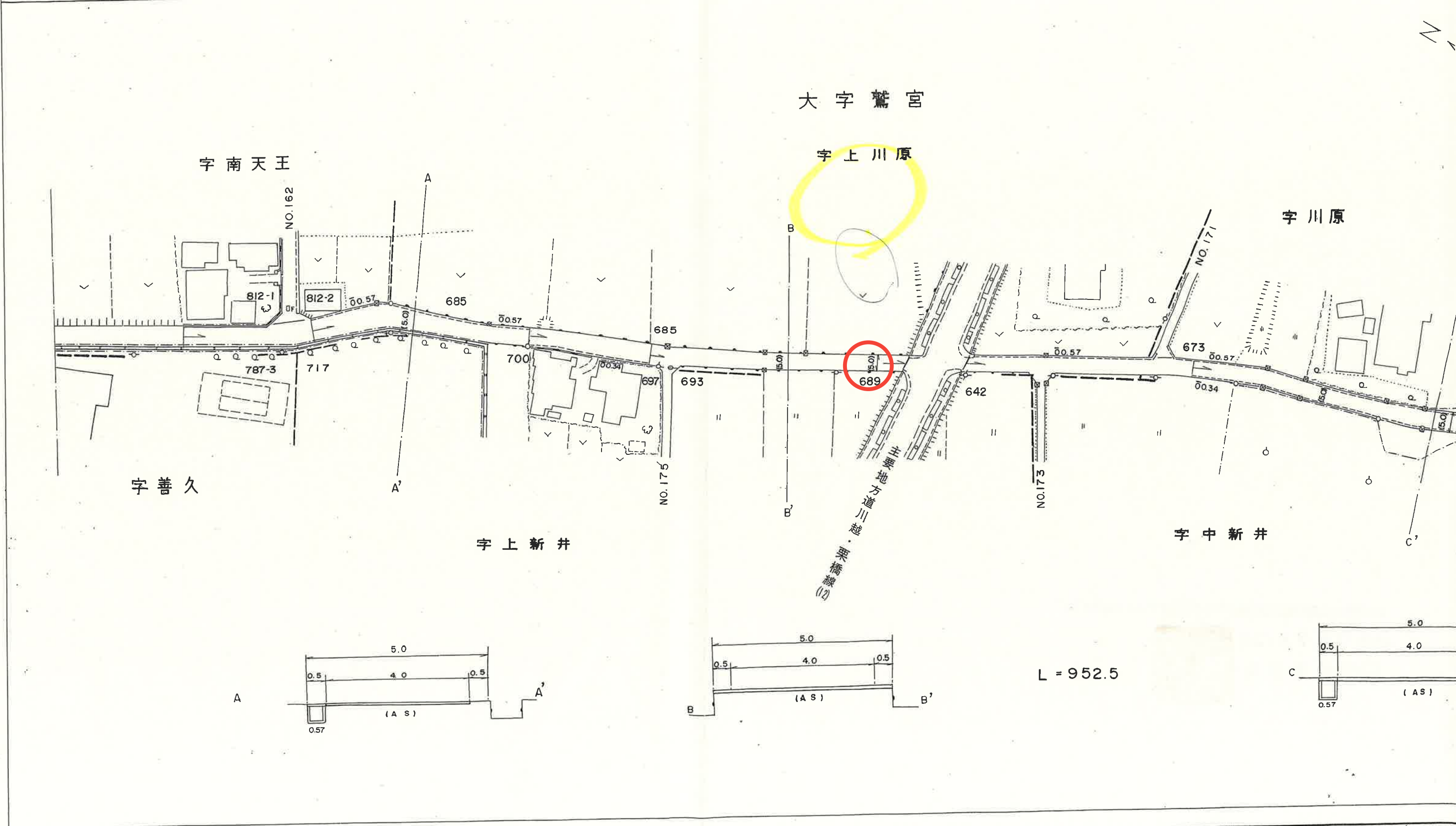
申請人

縮尺

1/500

鷺宮町道路台帳平面図

路線番号	169	道路種別	3	測量年月	昭和56年 3月	縮尺	1:1000
図面番号	2/3						



久喜市 高さ制限等規制一覧表

	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さ制限 (m)	道路斜線	隣地斜線		北側斜線		日影規制				前面道路幅員による容積率の限度(接道12m未満)	
					立ち上がり (m)	勾配	立ち上がり (m)	勾配	種別	規制される範囲 (敷地境界からの水平距離)		日影を測定する 水平面(平均地盤面からの高さ)		対象となる建築物
										5m超え	10m超え			
第一種低層住居専用地域	50	80	10	1.25	なし	なし	5	1.25	(一)	3h	2h	1.5m	軒高7m超または地上階数が3以上	0.4
	50	100							(二)	4h	2.5h			
	60	100							(二)	4h	2.5h			
	50	150							(三)	5h	3h			
第二種低層住居専用地域	60	100	10	1.25	なし	なし	5	1.25	(二)	4h	2.5h	1.5m	軒高7m超または地上階数が3以上	0.4
第一種中高層住居専用地域	50	150	なし	1.25	20	1.25	なし※	(一)	3h	2h	4m	高さが10mを超える	0.4	
	60	150						(一)	3h	2h				
	60	200						(二)	4h	2.5h				
第二種中高層住居専用地域	50	150	なし	1.25	20	1.25	なし※	(一)	3h	2h	4m	高さが10mを超える	0.4	
	60	200						(二)	4h	2.5h				
第一種住居地域	60	200	なし	1.25	20	1.25	なし	(一)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4	
第二種住居地域	60	200	なし	1.25	20	1.25	なし	(一)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4	
準住居地域	60	200	なし	1.25	20	1.25	なし	(一)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4	
近隣商業地域	80	200	なし	1.5	31	2.5	なし	(二)	5h	3h	4m	高さが10mを超える	0.6	
商業地域	80	400 500	なし	1.5	31	2.5	なし	なし	なし	なし	なし	なし	0.6	
準工業地域	60	200	なし	1.5	31	2.5	なし	(二)	5h	3h	4m	高さが10mを超える	0.6	
工業地域	60	200	なし	1.5	31	2.5	なし	なし	なし	なし	なし	なし	0.6	
工業専用地域	50	200	なし	1.5	31	2.5	なし	なし	なし	なし	なし	なし	0.6	
	60													

※…埼玉県建築基準法施行条例第8条の2により日影の適用範囲が定められているため、適用なし。(56条1項3号)

市街化調整区域	その他の市街化調整区域 (鷺宮地区の60%/100%の地区を含む)	50	100	なし	1.25	20	1.25	なし	(二)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4
		60	100		1.5				(二)	4h	2.5h			
		60	200		1.25				(三)	5h	3h			
	菖蒲インター地区 地区計画区域 & 鷺宮地区の市街化調整区域	60	200		1.5	31	2.5		(三)	5h	3h			0.6

※…法令等の改正により、数値等が変更となる場合があります。詳細は担当課までご照会ください。

～景観法に基づく行為の届出の概要～

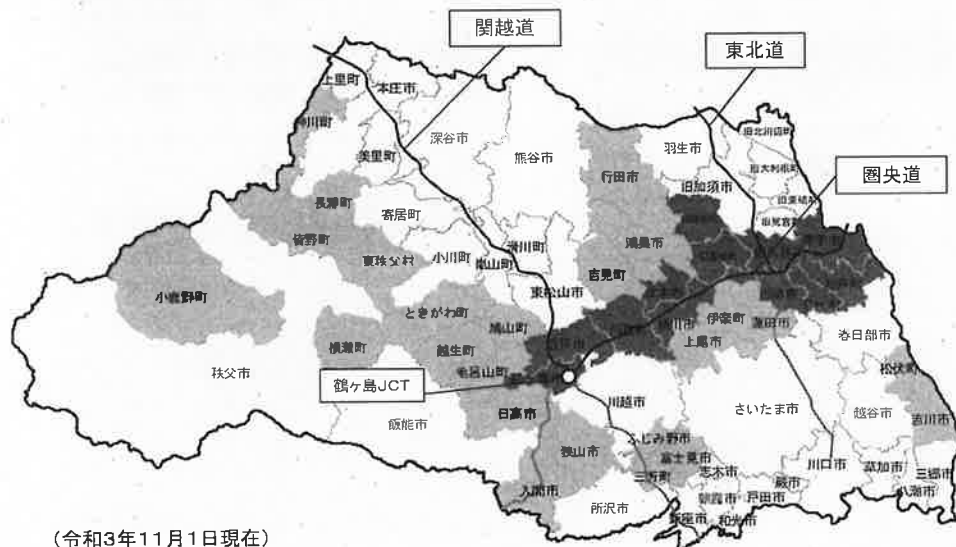
一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為には、景観法に基づく届出が義務付けられています。



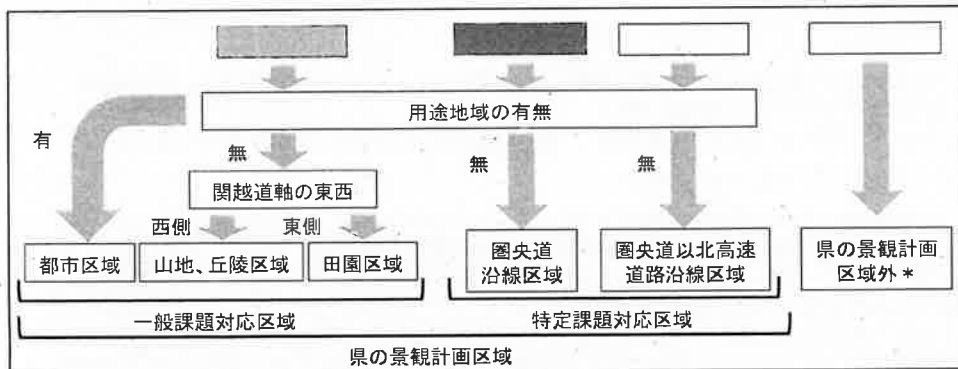
埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めています。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、物件の堆積などの行為をしようとする方は、それぞれの「市町村」に届出が必要です。届出の際は、外観の色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要があります。

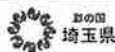
景観計画区域



(令和3年11月1日現在)



*...独自に景観行政に取り組む市の区域であり、各市の景観条例・景観計画が適用されます。詳しくは、届出先の「県の景観計画区域外」をご覧ください。



届出対象行為

		一般課題対応区域			特定課題対応区域	
		山地・丘陵区域	田園区域	都市区域	国央道沿線区域	国央道以北高速道路沿線区域
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの			建築面積が200㎡を超えるもの（一戸建専用住宅は除く）	
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの			建築面積が200㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの（一戸建専用住宅は除く）	
工作物	工作物の新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの			高さが10mを超えるもの	
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの			高さが10mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	
物件の堆積		(届出の必要はありません)			堆積する土地の面積が500㎡を超えるもの、又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	(届出の必要はありません)

※原則として、届出が受理された日から30日経過した後でなければ行為に着手することができません。
※国の機関又は地方自治体が行う行為については、届出に代わる通知が必要です。
※次に掲げるものは、届出対象行為から除外されます。

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令等による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 次に掲げる区域内で行う行為
 - ・都市公園法の都市公園
 - ・首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地特別保全地区
 - ・自然公園法の自然公園
 - ・都市緑地法の特別緑地保全地区
 - ・埼玉県自然環境保全条例の特別地区
- 「埼玉県土砂の排出、たい砕等の規制に関する条例」第2条第四号に規定する土砂の堆積 など



※詳しい内容については「景観法の届出の手引き」をご覧ください。

<届出対象行為イメージ>

	一般課題対応区域	特定課題対応区域
建築物	各立面の1/3を超える修繕等 建築面積 1000㎡超	各立面の1/3を超える修繕等 建築面積 200㎡超
工作物	各立面の1/3を超える修繕等 高さ15m超	各立面の1/3を超える修繕等 高さ10m超
物件の堆積	—	国央道沿線区域のみ 土地の面積 500㎡超 高さ1.5m超

建築計画概要書(第一面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ、氏名のフリガナ】
【ロ、氏名】
【ハ、郵便番号】

【2. 代理者】

【イ、資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 281111 号
【ロ、氏名】 水谷 崇
【ハ、建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第 (1)11389 号
株式会社 ユニゾン空間設計一級建築士事務所
【ニ、郵便番号】 365-0038
【ホ、所在地】 埼玉県鴻巣市本町八丁目10番17-105号
【ヘ、電話番号】 048-578-8378

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ、資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 367791 号
【ロ、氏名】 内田 徹
【ハ、建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第 (3)9277 号
株式会社 一条工務店一級建築士埼玉事務所
【ニ、郵便番号】 344-0065
【ホ、所在地】 埼玉県春日部市谷原2-2-6
【ヘ、電話番号】 048-755-2311
【ト、作成又は確認した設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

(その他の設計者)

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ、氏名】
【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ、郵便番号】

【ホ、所在地】

【ヘ、電話番号】

【ト、作成又は確認した設計図書】

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ、氏名】
【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ、郵便番号】

【ホ、所在地】

【ヘ、電話番号】

【ト、作成又は確認した設計図書】

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ、氏名】
【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ、郵便番号】

【ホ、所在地】

【ヘ、電話番号】

【ト、作成又は確認した設計図書】

(一財)さいたま住宅検査センター 熊谷事務所
1.5.22
SJK受KA195806860号 第 号

(一財)さいたま住宅検査センター 熊谷事務所
1.5.31
確認済証番号 第SJK-KX195807970号



総合計面積	398.93㎡
-------	---------

站名	里程	切通	台站	面	積	面積	積
1	27.218	2.084	55.72212	28.361550	28.361550	積	
2	27.218	2.09	56.89520	28.429100	28.429100	積	
				56.603950	56.603950	積	
				54.80	54.80	積	
						342.13m	

【5、工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ、資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 373925 号

【ロ、氏名】 高野 正覚

【ハ、建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第 (3)9277 号

株式会社一条工務店一級建築士埼玉事務所

【ニ、郵便番号】 344-0065

【ホ、所在地】 埼玉県春日部市谷原2-2-6

【ヘ、電話番号】 048-755-2311

【ト、工事と照合する設計図書】 確認済証(添付図書を含む)に係る図書

(その他の工事監理者)

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ、氏名】

【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ、郵便番号】

【ホ、所在地】

【ヘ、電話番号】

【ト、工事と照合する設計図書】

建築計画概要書(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 埼玉県久喜市鷺宮字上川原681番13、14

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

☐ 都市計画区域内(☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定)

☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定無し

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 下水道処理区域外

【6. 道路】

【イ. 幅員】 5.040m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 2.103m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (398.93㎡) (0.00㎡) (0.00㎡) (0.00㎡)

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (無指定) () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(200%) (%) () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

(60%) (%) () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 398.93㎡

(2) ()

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 171.52%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 51.45%

【チ. 備考】 法第52条第2項による係数=0.6 県条例3条但し書き適用(342.13㎡)

【8. 主用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替え

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)

【イ. 建築面積】 (110.99㎡) (0.00㎡) (110.99㎡)

【ロ. 建ぺい率】 27.82%

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)

【イ. 建築物全体】 (108.03㎡) (0.00㎡) (108.03㎡)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () ()

【ホ. 自動車庫等の部分】 (0.00) (0.00㎡) (0.00)

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ス. 宅配ボックスの設置部分】 () () ()

【ル. 住宅の部分】 (108.03㎡) (0.00㎡) (108.03㎡)

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () ()

【ワ. 延べ面積】 108.03㎡

【カ. 容積率】 27.07%

建築基準法令による処分等の概要書

【1. 建築確認】

【イ. 確認済証交付者】 一般社団法人 さいたま住宅検査センター

【ロ. 確認済証番号】 第 SJK-KX195807970 号 【ハ. 交付年月日】 令和元年5月31日

（計画変更の確認）

(1) 【イ. 確認済証交付者】

【ロ. 確認済証番号】 第

号 【ハ. 交付年月日】

(2) 【イ. 確認済証交付者】

【ロ. 確認済証番号】 第

号 【ハ. 交付年月日】

(3) 【イ. 確認済証交付者】

【ロ. 確認済証番号】 第

号 【ハ. 交付年月日】

（構造計算適合性判定）

【イ. 適合判定通知書交付者】

【ロ. 適合判定通知書番号】 第

号 【ハ. 交付年月日】

【2. 中間検査】

(1) 【イ. 特定工程】

【ロ. 検査日】

【ハ. 中間検査合格証交付者】

【ニ. 中間検査合格証番号】 第

号 【ホ. 交付年月日】

(2) 【イ. 特定工程】

【ロ. 検査日】

【ハ. 中間検査合格証交付者】

【ニ. 中間検査合格証番号】 第

号 【ホ. 交付年月日】

(3) 【イ. 特定工程】

【ロ. 検査日】

【ハ. 中間検査合格証交付者】

【ニ. 中間検査合格証番号】 第

号 【ホ. 交付年月日】

【3. 完了検査】

【イ. 検査日】 令和元年10月16日

【ロ. 検査済証交付者】 さいたま住宅検査センター 理事長

【ハ. 検査済証番号】 第 SJK-KZ195707200 号 【ニ. 交付年月日】 令和元年10月16日

【4. その他の処分】

【5. 定期報告等】

(1) 【報告年月日】

(2) 【報告年月日】

(3) 【報告年月日】

(4) 【報告年月日】

(5) 【報告年月日】

【6. 備考】